

## ○ 県有建築物の耐震化の状況（市町別一覧表）の見方

### 1. 昭和56年5月31日以前の耐震基準で建設された建築物を対象としています。

対象建築物 ※非木造で延べ床面積 200 m<sup>2</sup>を越えるもの。  
※県営住宅に関しては、延べ床面積 200 m<sup>2</sup>未満も含む  
※小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く。  
※平成 26 年度末までに、建物や売却、除去等により  
用途廃止されたものを除く。

### 2. 用語の説明

#### ○防災上の重要度による分類

A 類：防災対策、救助活動等の拠点施設（社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部・警察署等）

(1) A-I 類・・・施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物

(2) A-II 類・・・A-I 類以外の建築物（附属建築物等）

B 類：不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のある A 類以外の施設

(1) B-I 類・・・主として避難施設として使用される建築物

(2) B-II 類・・・B-I 類以外の建築物（附属建築物等）

C 類：A, B 類以外の施設

(1) C-I 類・・・利用する人の生命、身体の安全を図る建築物

## ○耐震診断

診断結果：「改修不要」とは、耐震診断結果により耐震性能が有る（ $I_s$  値 0.6 以上、学校施設は 0.7 以上）と判定されたものを示します。

（平成 12 年 4 月 1 日適用の「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令の運用細目」通知による。）

：「要改修」とは、耐震改修が必要な施設です。

実施状況：「診断不要」とは、除却等の方向性が確定しており、耐震診断を実施しないもの。

\* 「 $I_s$  値（構造耐震指標）」とは、耐震診断を実施した結果、建築物が保有する地震に抵抗する能力のことです。

## ○耐震化計画

実施方法：「耐震改修」とは、耐震補強等工事を行う施設です。

：「建替」とは、現地建替え又は別敷地で新設する施設です。

：「継続検討」とは、整備計画や施設利用者等の調整を要するもので、現時点で改修や建替え等の実施方法が定まっていない施設です。

\* 耐震化済と区分する施設には、「建替」、「廃止」の計画も含まれます。

## ○建築物の構造

- ・R C : 鉄筋コンクリート造（在来工法）
- ・P C : 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造
- ・S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・C B : コンクリートブロック造
- ・S : 鉄骨造